

第2 調査の経過及び結果

1	調査の手法	8
2	調査の概要	12
3	勧告（海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について）	101
4	政府に対する意見	124

第2 調査の経過及び結果

1 調査の手法

(1) 調査対象

特定秘密保護法に基づき特定秘密の指定権限を有する20の行政機関(指定行政機関)³及び適性評価実施行政機関について調査を行った。まずこれらの行政機関に対して資料の提出を要求し、そのうち、実際に特定秘密の指定を行っている12の行政機関から説明を聴取した。

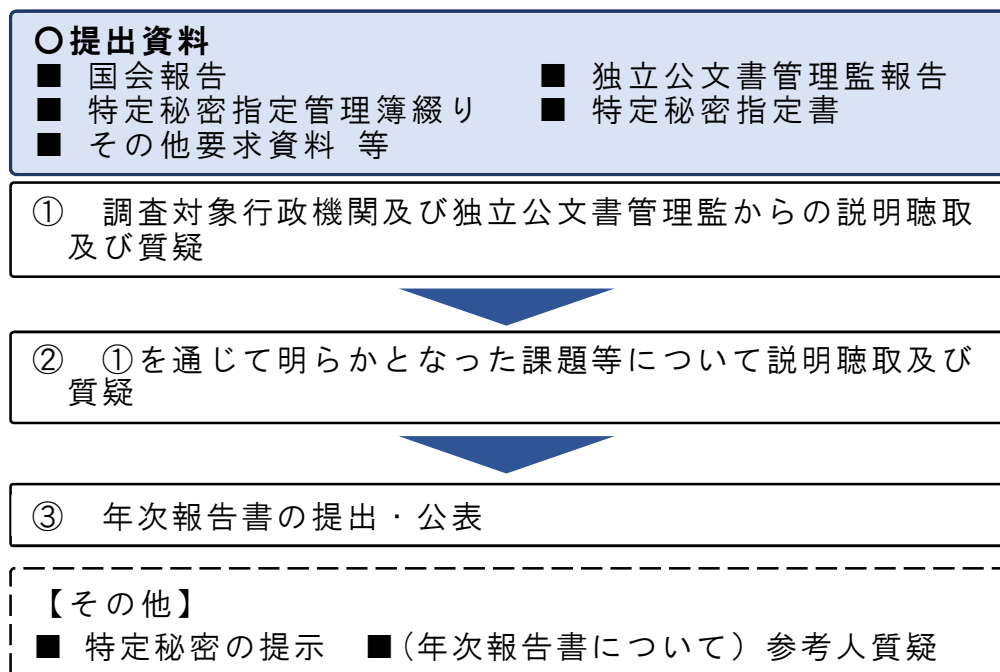
《説明聴取の対象とした行政機関》

国家安全保障会議⁴、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省、防衛装備庁

(2) 調査方法

当審査会における基本的な調査方法の概要は下図のとおりである。

調査方法の概要



³ 特定秘密保護法第3条第1項本文に規定する特定秘密の指定権限を有する行政機関。具体的には、国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の20行政機関である(令和3年末現在)。

⁴ 国家安全保障会議については、事務局となっている内閣官房国家安全保障局から説明聴取等を行った。

(3) 資料提出及び資料要求

ア 政府の国会報告及び特定秘密指定管理簿綴りの提出

令和4年6月7日、特定秘密保護法第19条の規定に基づき、政府から国会に「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（国会報告）⁵が提出された。

また、運用基準V5(3)イに基づき、情報監視審査会に対して特定秘密指定管理簿綴りが提出された⁶。

イ 政府に対する要求資料

(7) 指定行政機関等に対する資料要求

令和4年6月8日、特定秘密の指定・解除等の適正性等に関する調査のため、指定行政機関及び適性評価実施行政機関に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、後日その提出を受けた。

《表 1-1》 指定行政機関等に対する要求資料一覧

要求事項（資料名等）
a 特定秘密指定書及び新旧を整理した一覧表 ①特定秘密指定書の写し（令和3年12月31日時点） ②特定秘密指定書（令和3年末までの指定分）の記載事項について、各年末時点における前年からの変更点一覧表（平成29年末以降）
b 特定秘密指定管理簿補足資料 ③特定秘密指定管理簿綴り（令和3年末までの指定分）の記載事項について、各年末時点における前年からの変更点一覧表（平成29年末以降） ④特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」に秘密が含まれる（黒塗りされている）場合は、その判断となった理由 ⑤特定秘密の指定有効期間等に関する以下の資料 ア 令和3年中に指定された特定秘密の指定有効期間決定の具体的理由及び令和3年中に指定有効期間の延長があった場合にはその具体的理由 イ 令和3年中に指定を解除又は指定有効期間が満了した特定秘密につき、指定を解除した又は指定有効期間を延長しなかった具体的理由及び特定秘密から「省秘」等の秘密区分へ変更したものの有無（秘密区分を変更した場合は具体的な区分を含む） ⑥特定秘密の管理に係る内規及び新旧対照表（令和3年7月31日以降に当該内規の改正があった場合に限る。）
c 適性評価に関する資料 ⑦令和3年中に対象となった行政機関の職員等の内訳（部署別及び役職別の件数） ⑧特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者及び実際に行っている者の実数につき、行政機関ごとの一覧表（令和3年12月31日時点）

⁵ 巻末 参考資料Ⅲ参照

⁶ 運用基準V5(3)イでは、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを国会報告に添付するものとしている。

要求事項（資料名等）

⑨適性評価の対象となった従業者が存在する適合事業者の名称（令和3年12月31日時点）と、当該適合事業者ごとの、令和3年中従業者に対して実施した適性評価の件数及び特定秘密の取扱いの業務を行うことができる従業者の数（令和3年12月31日時点）

⑩適性評価の実施に係る内規及び新旧対照表（令和3年7月31日以降に当該内規の改正があった場合に限る。）

d 特定秘密文書関係（廃棄関係を含む）

⑪特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（指定された特定秘密ごと）⁷

*文書等の名称から、その内容が推察しにくい場合は、文書等の内容を示す名称をもって説明する資料

⑫複数の特定秘密が記録された文書等につき、主たる特定秘密（他の行政機関が指定し、提供を受けている特定秘密を含まない）ごとに従たる特定秘密を記載した資料

⑬各行政機関が指定する特定秘密について、以下に掲げる項目についての件数を記載した資料（令和元年末、令和2年末及び令和3年末時点）

*◎を付したのものについては、複製を含む件数についても記載

ア 文書件数全体◎

イ 保存期間別（1年以上、1年未満）内訳（保存期間1年以上のもので前年より文書件数が減少しているものがある場合にはその理由）◎

ウ 保存期間1年以上のものについて、歴史公文書等の該当・非該当別内訳

エ ウについて、作成から30年を超えるものの該当・非該当別内訳

オ 廃棄件数総計（保存期間別及びその合計）

⑭他の行政機関が指定し、提供を受けている特定秘密について、提供元の行政機関ごとにまとめた識別番号及び件数の一覧（令和3年末時点）

*複製を含む件数についても記載

⑮作成から30年を超える特定秘密文書の名称を記載した資料

⑯令和3年中に廃棄した特定秘密文書に関する次の資料

ア 保存期間1年未満の特定秘密文書の類型別件数を記載した資料

イ 保存期間1年未満の特定秘密文書について、当該廃棄が「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）において「保存期間を1年未満とすることができる」ものとして例示されている種類のうち、「① 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」であること以外の理由で行われたものの名称を記載した資料

⑰本資料提出時点における、廃棄に係る独立公文書管理監の検証・監察中もしくは内閣府との廃棄協議中の特定秘密文書及び当該特定秘密文書を保存する行政文書ファイルの件数、名称及びその廃棄理由

⑱特定秘密又は特定秘密であった情報が記録された保存期間1年以上の文書及び当該文書を保存する行政文書ファイルのうち、令和3年中に廃棄又は移管されたものの件数、名称及びその廃棄理由を記載した資料

⑲令和3年中に特定秘密を提供した適合事業者の名称と、適合事業者ごとの、提供した特定秘密の識別番号及び特定秘密文書件数並びに当該指定行政機関が適合事業者に提供した特定秘密文書の総数

e 特定秘密文書に係る内規関係

⑳特定秘密文書の歴史公文書等該当性の判断基準を示す各行政機関の内規及び新旧対照表（令和3年7月31日以降に当該内規の改正があった場合に限る。）

⁷ 文書リストを提出可能な特定秘密のみ提出された。

(イ) 情報保全監察室に対する資料要求

特定秘密の保護に関する制度の運用並びに特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等についての調査のため、令和4年6月8日、情報保全監察室に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、後日その提出を受けた。

《表 1-2》 情報保全監察室に対する要求資料一覧

要求事項（資料名等）
①検証・監察の対象とした特定秘密の一覧（平成29年、平成30年、令和元年、令和2年及び令和3年） ＊書面調査、ヒアリング及び実地調査等のそれぞれの実施の有無について記載
②説明聴取及び実地調査それぞれの省庁別内訳（平成29年、平成30年、令和元年、令和2年及び令和3年）
③検証・監察の際に現認を行った特定秘密文書の一覧（平成29年、平成30年、令和元年、令和2年及び令和3年）
④③の各文書についての、①確認理由、②概要、③評価 ＊「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」に関する検証・監察を行った特定秘密文書については、当該文書が「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）において保存期間を1年未満と設定することができる7類型のうちどれに該当するものであったかを記載
⑤検証・監察を行った代表的事例数件についての経過（日時、実施内容等）（平成29年、平成30年、令和元年、令和2年及び令和3年）
⑥独立公文書管理監及び情報保全監察室に対する連絡、通報等の件数とその概要（平成29年、平成30年、令和元年、令和2年及び令和3年）